

二分の一程度が交付税の算定の基礎にされているということでございます。したかつて、これを考えた場合には、将来それほど大きな負担にはならないだろうというふうにいまは判断をいたしております。この二分の一として仮定して公債比率を定めた場合には、一〇程度公債比率が下かつてまいりますので、多く見た場合にも一七〇程度で納まるであろうと思ひます。

以上、財政面からの答弁といたします。

○庶務課長（森田 武君）

確かにどこでその線を引くか大変むずかしい問題で、当時議会に報告したままでは結論が出なかったんじやなかと思ひます。事実、現在まだ寒いから各家庭は戸を締めておりますのでそれほど苦痛はないのですが、これが夏場になりますと大変苦痛が入ってくるわけです。放送する午後九時十分の時間、その時間にもやはり問題があるわけで、やはり放送するからにはなるべく大抵の市民に聞いてもらいたい時間帯がほしいわけです。ところが電波が一つしかなく、その電波を各市で共有しているわけで、それをその時間がずれております。先ほど市長が申し上げましたとおり、又、ここで検討するということも出しにくいのでございしますが、さらに放送塔の近くの住民、あるいはそれから離れた地点、そういうところの住民の意見を聞くという

ような方法も、これから必要じゃないかと思っております。

それともう一つ、九時の放送に関連いたしました。本報紙、あるいは市のお知らせというもので本報でできなかった行事、たとえば今日の定例会、こういうものは時期がわかりませんので本報紙に載せられないので、そういうふうな本報紙が放送した後決まったような行事、そういうようなものはそれは九時のニュースの後、あるいはお知らせ後に付け加えて放送するというようなことは可能だと思いますが、定時九時十分に放送するということはなかなか関心のある者にはいいのです。関心のない者には騒音に感じられますので、もう一回これを検討して結論を出したいと思っております。来年度予算にも世論調査の経費が計上されておりますので、これらにどんなものに反応があるのか等、調査項目をおさまして、それから定時放送は充足したいというふうに思っております。

○下水道課長（須崎 進君）

お答えいたします。

先ほどの水汚化の促進の点でございますが、一応先進市でも補助金として助成金の額について、今後お担当委員会にお諮りしてから決定するようになると思ひますが、そういう関係で助成金の手立てでございしますとか、特別助成金といったしまして生活にお困りの方々にそういう特別な助成金をしていくという方法、それから特に融資のあつせん等により

まして銀行に一定の金額を預託したとか、そういうような方法で今後水先化の促進を図ってまいりたいというような考え方できております。

なお、この水先化の整備が終わりまして、水先化の度合いというものは、先日ご先生が申し上げましたように公示後三年以内ということでご覧になって、一応使える区域の公示をいたしました三年というところで見通しとしては流域の関連市とも最初の年度が三〇%、翌年度が三〇%、その翌年度が四〇%ぐらいの割合で普及がなされるものと推定をしていくわけでございます。それから、昭和六十年度までに整備を一〇%終えるというところで進んでまいりますわけですが、この水先化の普及率というものは、なかなかそのとおりにはまいりませんので、昭和六十五年の中ぐらいを目途として今後やっていきたいというふうな考え方を持っているわけでございます。

○十七番(関 米吉君) 一つだけ簡単でいいですから、これからの下水道事業を円滑に進めていくために一言お聞きしたい。これは助役さんですね。

福生市下水道事業受益者負担に関する条例に「この負担金を取ることができるのは、第三条によるところの排水区域の名称、区域及び地積を公告しなければならぬ」という、こういうた市長が第三条から第七条に基づく公告行為を行わなければ取る

ことができないのか、その前に取ることができぬのか、簡単ですからちょっと一言お願いいたします。

○助役(嵯崎俊夫君) その点大分部内でも検討したのでございますが、結論は公告しなければできないという事です。

○十七番(関 米吉君) そうすると、私はこういうことを申し上げたいので、変なことはないままか、そうすると又助役さんに専門家の法的な解釈を求めたい関係があります。

二点ばかりきわめて簡単なことです。というものは、先ほど私は四十九年から五十二年までの事業のことについていろいろと二十四億四千九百九十万円かかっているじゃないかというふうなことを言いたいです。ところが、この中に五十年年度に受益者負担金として五千万円、それから五十一年度に五百万円の受益者負担金がこの下水道会計で収入として含まれておるんです。そうすると、この地域はどこを公示されてどういうふうになって取ったのかということか一つ。それから一つ、第二点は同じことなんですけれども、この受益者負担の一億五百万円のうち、これはどうしてもわからないのですけれども、五十年年度の区画整理会計からは一億五千五百万円を受益者負担として下水道組合に繰り出しているのです。一方、下水道事業の受け入れは五千万円ですよ、一億五百万円というのは一年間、これ

をどこに使われたのですか。金があるのです。見てください決算書を……。

○議長(岩田 博君) 暫時休憩いたします。

午後三時二十四分 休憩

午後三時四十六分 開議

○議長(岩田 博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政課長(上野重勝君) ただいま御指摘をいただきました五十年年度並びに五十年年度の区画整理会計及び下水道会計につきまして、大変申しわけない次第でございますが、二つの点につきまして誤り、あるいは不適切な点があったことをおわび申し上げたいと思います。

まず第一点の五十年年度におきまして、区画整理会計から一億五千五百万円が繰り越しをされました。これは下水道会計収入予算につきまして、五十年年度に五千万円、五十一年度に一億五千五百万円と、二か年にわたって受け入れたというところでございます。当然会計年度の原則から申し上げますならば、下水道会計におきまして五十年年度で全額を受け入れるべきであったと思います。この点、二か年にわたりました受け入れたことにつ

きましてはおわびを申し上げる次第でございます。

この経過につきましては、たまたまこれが受益者負担というよりね形で受領されておりますが、その内容と申しますのは、南の地域の排水管を布設するに当たりまして総額一億五千五百万円がかかったんですが、そのうち五十年年度におきましては五千万円の工事量しかなく、五十一年度において一億五千五百万円の工事量になったというふうなことで、受け入れの時点はたまたま出納整理期間中だったもので、片方は五十年年度に入り、片方は五十一年度に入ってしまったというふうなミスがあったわけでございます。又、受益者負担につきましては、当然条例化された時点で、正規に受け入れるべきでございましたが、たまたま区画整理会計がこの五十年年度において閉鎖になるというよりねこともございまして、又一方、下水道におきましても排水管の工事をいたしておりましたので、排水管の工事負担金というふうなので出ってしまったと、片方は受益者負担関係で、その辺に行き違いがあった点につきましてはおわび申し上げます。

以上簡単でございますが、説明いたします。

○十七番(関 米吉君) いま、財政当局から、先ほど私が指摘しました区画整理会計と、それから、下水道事業において受益者負担の歳入一億五千五百万円については、いまだ説明が

ありましたか。これはいま上野課長が言われたとおり、明らかに地方財政法上の扱いとしては間違ひであったと、こういうふうに思っています。

私は、この経過について、四十九年の十一月、建設委員会の協議会において理事者側のいろいろな本件に対する提議から、その後五十一年の九月に至るまでの各経過という調子で、やはりこれは、いま上野課長が言われたので私としても了解いたしますが、やはり、こういう点は今後は、きりして、しかもせうかくの条例があるわけです。下水道条例、受益者負担に関するところの条例でも各条項に定めるところの手続が全く行われず違反である。そこで条例違反になるかならないかということと助役さんに聞こうと思つたんです。専門家にお聞きしようかと思つたんですけれども、お聞きするまでもなしに、たゞいま課長のお話を聞けばこれは明らかに条例上の項が間違ひがあつたというふうに思ひわけです。

それで、いよいよ下水道事業というものもこれから本格化していくわけですから、特に、当市にござしましては、目玉でもあるやきん公共事業ということですから、そういった面において、これから市民の皆さん方に、いろいろなこの受益者負担というより面についても御協力をいた

だかなければならぬと、こういうことでございしますので、いまのこの区画整理会計の下水道事業との関係については一つだけ要望しておきます。

というのは、やはりこの受益者負担条例に関するところの四条から七条の公告の行為が行われないと、後々さつきめ六十年度に至るところの事業計画というものを示されても、熊川地区の最南端までが全部そっくりいくにはむお相当の事業費を要する事業だろうと思ひます。そういうときに、やはり地積だとか関係者だというよりは、これが公示になっていないということになると、これはさつき言った四十九年の九月以降の建設委員会の協議会の中でも取り上げられてゐる事項ですけれども、これをきりしておかないと後に禍根を及ぼすんじゃないかというふうに思ひますので、この点だけはきりと、少なくともこの地域の区域地積、そういったものは明らかにしてほしいし、関係者も二重負担のないように、そういう点を約束していただきたいと、こういうふうに思ひます。これは要望でお答えしたばかりで結構ですが、そういう点も明らかにしておいていただきたいと、そうではないと将来に禍根を残すと、こういうふうに思ひます。

それで、あとさつきと簡単なことです。市としても貸付制度や一部負担を実施していく方針でございまして、この下水道問題については明らかに市長の施政方針に

出されておりますので、この貸付制度、あるいは一部負担という、ことをどのようになら考えておられるか、いまここにこうやうな方針が示されるからには相当の正當を得てゐるもの、私は思うので、具体的にその点をひとつ明らかにしていただきたいということです。

それから、私がさうきから指摘してゐる百七ヘクタール、御承知です、ね、福生の一帯の繁華街という形なんです。それで、この受益者負担に關するところの初めて公示が行われるわけですから、行つたというのか、さうしてこれは違つたのか、さうきの十二月のあれというのは、……というのは、第七條に「市長は毎年度の当初に、つて書いてあるんです、ね。」「毎年度の当初に当該年度に事業を施行することを予定し、かつ負担金を賦課しようとする区域を定めてこの公告をしなければならぬ」と、この「毎年度」……というのは、助役さん、どういふ解釈なんですか。これは、さういふこと、さういふ關係の人たちたくさんいると思うんです。そうすると、これは取りようがない、というところのか、この点をひとつお答えしていただきたい。

○助役(篠崎俊雄君)

私にはわかりません。

○議長(岩田博君)

暫時休憩をいたします。

午後三時五十四分

休憩

午後四時十二分 開議

○議長(岩田博君)

休憩前に引き続き會議を開きます。

○稅書職員課長(斎藤多市君)

御指摘の第七條にあります「毎年度当初」といふ

ことについての答弁をいたしましたと思います。

昨年十二月二十日に告示しました百七ヘクタールの件につきましては、たまたま供用開始がことしの五月二十日と予定されておりました、それが明確になつたのが昨年の十一月時点でございます。この條例にありますように、五十三年度から取る受益者負担金については、五十二年の四月に告示されるに至つたわけですが、確定した時点が十一月でありましたので、十二月に告示させていたのだというより、内容のものでございまして、今後、毎年当初に告示をしていきたいと思つております。

十七番(関米吉君)

いま、第七條の説明があつたんですけれども、実に、本當はさうでもないんです、ね、課長。ここにありとありこの條例を施行は遅滞なく、しかも終末処理場の稼働の告示がさうと、なかつた、これは公共事業のための事業であるから、さういふ事業を予定して行われたときに、第一、受益者負担の納期は五年です、ね。それだから、こゝそ五年間の猶予があるわけなんです。でも、まあ、それは

それで結構です。あえてもう言いません。

公共下水道のために長く四十八年からやっているんですから、その事業が確定した段階で、五年間のうちに必らずこれはつねぐんだというところはわかっていからこそ当該年度にこれを予定し、当該年度の当初というところはんだから、これはちょっと苦しめられるようにすけれども、これ以上のことは聞きません。それはいいです。

それで、市としても貸付制度、一部負担をしていくと、非常に結構なお考えのようでございます。これに基づいていろいろと説明会等も行われておるようでございますが、ただこれは貸付制度や一部負担というものをもう市民に公表できる、すなわち何らかの方法がこういうふうになって確定しているんだというものでないか、このせつかくの地域の皆さんに対する説明も説得力が足りなくなるって言っちゃあ何ですけれども、当事者が苦勞されると思ふんです。こういうふうに市は考えているんだとやるのかって言ったら、いやまだ議会にも相談しなければならぬし、財政等も検討しなければならぬ。でも担当者としてはこう考えているんだというだけでは、やっぱり市民の全面的な協力を得るには、下水道課の職員には気の毒だと思ふんです。ですから、市長は、ここに市としても貸付制度や一部負担を実施していく方針であるとい

うことを明らかにされた以上、これをもって明確に、われわれも大、びらに市民にこういうことが決まっております。これでもってぜひ御協力をというふうな形が示されるように、この制度、あるいは一部負担は大至急、こういったものを確定して、われわれに知らせていたいただきたいということを要望いたしました。そろそろお時間のようでございますから質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長(岩田 博君)

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

御異議なしと認めます。よつて本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

本日はこれをもって延会いたします。

なお、次回は三月十日午前十時から開きます。

午後四時十六分

延会

写 福庶発第三千五百六十一号

昭和五十三年三月二日

福生市議会議長

岩 田 博 殿

福生市長 石 川 常太郎 印

昭和五十三年第一回福生市議会定例会の招集について

昭和五十三年三月二日付け、福生市告示第六号（別紙参照）をもつて、昭和五十三年第一回福生市議会定例会を招集したので通知します。

写 福生市告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百条第三項の規定に基づき、昭和五十二年第一回福生市議会定例会を次のとおり招集する。

昭和五十三年三月二日

福生市長 石 川 常太郎 印

一 期 日 昭和五十三年三月九日

二 場 所 福生市議会議場

写

福庶発第三千五百六十二号

昭和五十三年三月二日

福生市長 石 川 常太郎 印

福生市議会議長

岩 田 博 殿

議案の送付について

昭和五十三年第一回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を送付します。

- 一 議案第四号 福生市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 二 議案第五号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
- 三 議案第六号 福生市都市計画税条例の一部を改正する条例
- 四 議案第七号 福生市地域会館条例の一部を改正する条例
- 五 議案第八号 福生市福祉会館条例の一部を改正する条例
- 六 議案第九号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 七 議案第十号 福生市育英資金支給条例

- 八 議案第十一号 福生市育英基金条例
- 九 議案第十二号 仮称福生市立福生第八小学校建設基金条例
- 十 議案第十三号 福生市下水道使用料条例
- 十一 議案第十四号 福生都市計画事業福生武蔵野台土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例
- 十二 議案第十五号 昭和五十二年福生市一般会計補正予算(第五号)
- 十三 議案第十六号 昭和五十二年福生市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)
- 十四 議案第十七号 昭和五十二年福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算(第四号)
- 十五 議案第十八号 昭和五十二年福生市下水道事業会計補正予算(第四号)
- 十六 議案第十九号 昭和五十三年福生市一般会計予算
- 十七 議案第二十号 昭和五十三年福生市国民健康保険特別会計予算
- 十八 議案第二十一号 昭和五十三年福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計予算

- 十九 議案第二十二号 昭和五十三年度福生市下水道事業会計予算
- 二十 議案第二十三号 昭和五十三年度福生市受託水道事業会計予算
- 二十一 議案第二十四号 市道路線の認定について
- 二十二 議案第二十五号 市道路線の変更について